

イノベーション・エコシステム形成に向けた調査・検討業務委託 仕様書

1 目的・背景

川崎市では、令和7年3月に「新川崎・創造のもりの機能更新に向けたイノベーション拠点整備基本計画」(※)を策定し、新川崎・創造のもりを中核に、量子技術を核とした様々な研究開発や教育、実証プロジェクトの創出を通じ、世界の量子イノベーションを先導するエコシステムの形成を目指している。

本事業では、有識者へのヒアリングや先進事例の調査を通じて、新川崎・創造のもり地区をはじめとする本市の研究開発拠点や産業集積等の特性を活かしたイノベーション・エコシステムのあり方について、拠点間連携による人材、技術、情報、資金等の交流・還流の観点から調査・検討を行い、我が国のイノベーションを先導する川崎版エコシステムのスキーム、展開方策等を取りまとめることを目的とする。

(※)「新川崎・創造のもりの機能更新に向けたイノベーション拠点整備基本計画」

<https://www.city.kawasaki.jp/280/page/0000157350.html>

2 契約条件等

(1) 契約期間

契約日から令和8年3月27日まで

(2) 履行場所

川崎市内 他

(3) 契約の種別

委託契約

(4) 契約方法

公募型企画提案方式による特命随意契約（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）

3 業務内容

(1) 本市の研究開発拠点の特徴及び各拠点での活動等の整理

新川崎・創造のもり、殿町キングスカイフロント、南渡田地区等の研究開発拠点や、K-NIC、かながわサイエンスパーク等のスタートアップ支援拠点、臨海部や内陸部等の産業集積等の現況等、それぞれの特徴、強み、課題、機能等を抽出するとともに、各拠点での協議会の活動や、イノベーション創出に向けた既存の取組のマッピングを行い、拠点及び拠点活動の連携による補完関係や相乗効果、活性化策等を整理する。

(2) イノベーションを支えるエコシステム活動内容・手法・推進体制に関する先進事

例の調査

国内外のイノベーション・エコシステムを支える活動内容・手法・推進体制に関して、先進的な取組を行う有望先について、推進体制や資金面を含む運営方法、代表者・キーパーソンの属性、参画企業の構成、保有する設備・機能、サービスメニュー、ネットワーキングのための仕掛け等についてヒアリングを行い、エコシステム形成に必要な構成要素の仮説を整理する。

（３）エコシステム形成に向けた必要機能等に関する調査

（１）、（２）の調査を踏まえ、本市の強み・特徴を活かしたイノベーション・エコシステムの形成に向けて、必要となる機能、人材、体制、障壁となる要素等の調査・検討を行う。

検討にあたっては、（２）で調査を行った市内外の拠点で活動するスタートアップ、大企業その他、エコシステム形成に関する有識者、キーパーソン、企業・大学・支援機関等への対面・オンラインによるヒアリング調査を行い、実際のニーズ、顕在化していないニーズ、本市エコシステムへの期待等について検証を行う。

ニーズ探索に当たっては、本市が市内の大企業等と開催するハッカソンイベントの機会等も活用することとする。

併せて、ヒアリング時には、オープンイノベーションとクローズドイノベーションに関する戦略等、経済安全保障への配慮などについてもヒアリングを行う。

なお、謝礼に係る経費は受託者において負担することとする。

（４）スタートアップやイノベーターが集積するエリアに関する調査

スタートアップや起業家予備軍、イノベーターが集積する国内外のエリアに関する調査を行い、イノベーション人材が集まる仕掛けについて整理する。

（５）本市の特徴を踏まえたエコシステムの在り方の検討

（１）～（４）の調査から、本市が現状有する機能との比較により、不足する機能等を特定するとともに、本市の各拠点や産業集積等の特徴を踏まえた川崎版イノベーション・エコシステムの在り方やコンセプト、目標設定について取りまとめる。

また、エコシステム構築に向けた今後強化すべき機能、最大限効果を発揮するための推進体制等の概観（機能や規模、人材等）について検討・整理を行い、施策提案を行うこと。

（６）報告書の作成

上記の業務内容に基づき報告書を取りまとめる。報告書には、打合せ・各種ヒアリング等を含む。

4 成果物一覧

- (1) 報告書 電子データ 1部
- (2) その他、収集または作成した資料のうち重要なもの 一式

5 納入期限及び納入場所

成果物は、履行期間の終了日までに納入すること。

納入場所：川崎市経済労働局イノベーション推進部

6 その他

- (1) 新川崎・創造のもりに関する事項等、事業の実施にあたって必要となる基本情報については、市から提供を受けるものとする。
- (2) 本市の条例、規則等を遵守し、本市にとって適切な事業が実施されるよう、本市の立場に立ち、業務を遂行すること。
- (3) 業務の実施にあたっては、本市との連絡会議を実施するなど、十分に協議検討を行うこと。また、必要な事項について積極的に提案を行うこと。
- (4) 取得した個人情報等については、法令等に基づき厳重に管理、保管することはもとより、他に漏らしたり、流用したりしてはならない。
- (5) 業務終了後、個人データは速やかに本市へ返却すること。
- (6) 作成したデータ等については、本市に帰属するものとする。
- (7) その他、業務の実施に必要な事項及び仕様書に定めのない事項については、本市と受託者で協議の上、決定することとする。